

研究ノート

松本大学における 教職課程の自己点検・評価の方法に関する事例的研究

山崎 保寿・岩間 英明・海沼 亮・松原 好広・
室谷 心・澤柿 教淳・藤江 玲子

Case Study on Method of Self-inspection and Evaluation of Teacher-training Curriculum
in Matsumoto University

YAMAZAKI Yasutoshi, IWAMA Hideaki, KAINUMA Ryo,
MATSUBARA Yoshihiro, MUROYA Shin, SAWAGAKI Kyojun, FUJIE Reiko

要 旨

本稿では、教育職員免許法施行規則の一部改正により義務化された教職課程の自己点検・評価に関する動向を踏まえ、松本大学で組織された教職課程自己点検・評価委員会の取り組みを中心に、教職課程の自己点検・評価の実施方法について考察した。特に、教職課程の自己点検・評価に係る法令改正等に関するこれまでの経緯を示したうえで、本学で取り組んだ教職課程の自己点検・評価の目的、実施体制、実施方法、実施のサイクル、全国私立大学教職課程協会(全私教協)モデルとの比較等について示した。また、各学部の3ポリシーと教職課程の関係について考察し、小・中学校等で学校教育法の規定に基づき実施している学校評価とを比較した。

キーワード

教育職員免許法施行規則一部改正 教職課程 自己点検・評価 全私教協モデル 3ポリシー

目 次

- I. 本研究の背景および研究課題
- II. 松本大学における教職課程の自己点検・評価に関する検討の経緯
- III. 各学部の3ポリシーと教職課程の関係
- IV. 学校評価他の自己点検・評価との比較
- V. 本稿のまとめと今後の課題

注

文献

I. 本研究の背景および研究課題

1. 本研究の背景

教職課程を有する大学では、教職課程コアカリキュラムの遵守など課程認定に関する対応をはじめ、教職課程の質保証のもとに充実した教員養成を行うことが重要な課題となっている。2006年7月の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(2006.7.11)では、教職課程の質の維持向上を図るための方策として、教職課程に係る事後評価機能の充実の必要性が提言された。続いて、2015年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(2015.12.21)により、教職課程の評価の充実による質保証の重要性が指摘された。

こうした教職課程の評価に関する動きについて、岩田・濱本・白石・嘉数(2019)¹⁾は、教職課程を有する大学が自律的に教職課程の質の維持向上に向けて取り組むことが必要であることを指摘し、教員養成の質保証のための評価システムを提案している。教職課程の評価に関する必要性和関心の高まりは、森山(2021)²⁾が示すように、教育職員免許法施行規則の一部改正による教職課程の自己点検・評価の義務化、教学マネジメント指針による教職課程に関する内部質保証体制の確立へと繋がった^{註1)}。

その結果、2021年5月に行われた教育職員免許法施行規則の一部改正(2021.5.7)^{註2)}により、「教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること」(文部科学省通知)が規定された。これにより、2022年度より教員養成を担う大学では、教職課程の自己点検・評価が義務化されることになった。

教職課程の自己点検・評価は、教職課程の運営に関するガバナンスの観点からも重要であり、教職課程の自己点検・評価の仕組みを通じて、教職課程の質保証および質の一層の向上への取り組みを強化していくことが必要である。また、教職課程の認定大学に対する実地視察の結果においても、「教職課程は教員免許状という資格を授与するための課程であることに鑑み、教育課程及び教員組織を点検」する

ための全学的組織体制を充実するよう求めたことが報告されている³⁾。

上記の法令改正(教育職員免許法施行規則)により2022年度から実施される教職課程の自己点検・評価の動きを踏まえれば、五島(2021)⁴⁾が指摘するように、教職課程の特色化と質保証の実質化は急務の課題である。こうした動向に対しては、全国私立大学教職課程協会(全私教協)が、私立大学における教職課程の設置形態に適した質保証評価の在り方、評価方法・指標の策定に関する調査研究⁵⁾を実施し、教職課程の自己点検・評価に関する基準のモデルを開発している。

2. 本研究の目的と課題

以上に述べた背景を踏まえ、本研究では、松本大学における教職課程の自己点検・評価の方法に関する事例的研究を行うこととし、次の3つの課題を設定する。

- ①教職課程の自己点検・評価に係る法令改正等に関するこれまでの経緯、本学の対応等について示す。
- ②教職課程に関する本学の状況を明らかにするために、各学部の3ポリシーを中心に教職課程との関係および現状について考察し、また、各学校で学校教育法の規定に基づき行われている学校評価とを比較考察する。
- ③全国私立大学教職課程協会(全私教協)が提示しているモデルにおける基準領域の内容と、松本大学自己点検・評価委員会に提出している『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』、『アニュアルレポート』における総経・人間教職センターの内容との比較対照結果について明らかにする。

II. 松本大学における教職課程の自己点検・評価に関する検討の経緯

松本大学における教職課程の自己点検・評価に関して、目的、実施体制、実施方法を次のように設定し、実施のサイクル等について検討した^{註3)}。

1. 目的

教育職員免許法施行規則の一部改正(2021.5.7、下記)により、「教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること」(文部科学省通知)が出されたことにより、2022年度より教職課程の自己点検評価が義務化されることになった。これを受け、本学においても教職課程の自己点検評価を実施し、教員養成の質保証および教職課程全般における指導改善に資する中心的な取り組みとする。併せて、2022年度については、文部科学省が実施している教育学部の完成年度以降に行われる設置計画履行状況等調査(実地調査)、また、近々想定される教職センターの実地視察に備えることを目的とする。

また、教職課程の運営に関するガバナンスの観点から、教職課程の自己点検・評価の仕組みを通じて、教職課程の質保証および質の一層の向上への取り組みを強化していくこととする。教職課程の自己点検・評価を実施する際には、本学のアセスメント・ポリシーの第2区分である「研究科・学部(教育課程レベル)」のうち教職課程に相当する内容を踏まえることとする。

2. 実施体制

1)基本方針

「教職課程自己点検・評価委員会」を組織し、自己点検・評価および報告書の作成を進める。

2)教職課程自己点検・評価委員会の委員構成

全学教職センター運営委員会が実施母体となり、実務を全学教職センター運営委員会委員長、教育学部委員(委員2~3名:選出)、総経・人間教職センター委員(委員2~3名:選出)、事務職員(教育学部担当1名、総経・人間担当1名、教務課長)が担当する。

3)教職協働

教職課程の自己点検・評価は、法令改正による義務化に基づくものであり、教員養成の質保証に資すること、本学の取り組みとして社会的意義が大きいことから、全学的な理解のうえに教学マネジメントの方針を踏まえ、本学の内部質保証にも資するために、教員と事務職員が協働して取り組むものとする。

3. 実施方法

1)本学実施の教職センター運営に関するPDCA視点による自己点検・評価との関係

今回の法令改正により義務化された教職課程の自己点検・評価については、従来から毎年度、内部背質保証の一環として松本大学自己点検・評価委員会に提出している『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』、『アニュアルレポート』における教育学部および全学教職センター運営委員会の内容を核とし、全私教協がモデルとする下記3基準領域(表1)の内容を加味していくこととする。

2)全私教協が提示している7段階プロセスの推進状況

全私教協が提示する後掲表3の7段階のプロセスを踏まえ、本学の実情に応じて進める。後掲表3の7段

表1 教職課程の自己点検・評価に関する基準(全私教協モデル)

基準領域1	教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み
基準項目1-1	教職課程教育の目的・目標を共有
基準項目1-2	教職課程に関する組織的工夫
基準領域2	学生の確保・育成・キャリア支援
基準項目2-1	教職を担うべき適切な人材(学生)の確保・育成
基準項目2-2	教職へのキャリア支援
基準領域3	適切な教職課程カリキュラム
基準項目3-1	教職課程カリキュラムの編成・実施
基準項目3-2	実践的指導力養成と地域との連携

階のプロセスのうち、本学では、2021年度末の時点で第3プロセスまで進んでおり、2022年度は第1～第3プロセスで行ってきたことを確認したうえで、第4～第5プロセスに重点をおくことにした。第6プロセスについては、2022年度末～2023年度初期に、第7プロセスについては2023年度に取り組むことにした。

3) 全私教協3基準領域との対照表

「教職課程自己点検・評価報告書」作成の過程で、『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』に記載したPDCAを視点とした内容と全学教職3基準領域の内容との対照表を作成する。これにより、本学方式による教職課程の自己点検・評価に関する特徴、長所・短所次年度への改善点等を明らかにする。

4) 報告書の作成と公開

「教職課程自己点検・評価報告書」を必要部数作成し、全学教職センター運営委員会、全学協議会、理事会へ報告するとともに、本学HPで公開する。

5) 実施のサイクル

本学で従来から実施している教職センターの運営に関するPDCAを視点とする自己点検・評価は毎年度実施する。全私教協の基準に合わせた評価については、大学の認証評価(学校教育法第69条)^{註4}のサイクルである7年に合わせ、その前年に行う方法と、その後年に行う方法等が考えられる。そこで、本学の状況を踏まえたうえで、次のA～Dの4案(表2)について、それぞれの方式のメリットとデメリットを明らかにした資料を作成し教職課程自己点検・評価委員会で検討した。

4. 4案に関する検討結果

教職課程自己点検・評価委員会において、上記4案のメリットとデメリットを比較検討した結果、一定の配慮を施しつつC案を基本として実施することとした。C案を基本とした理由は、本学が内部質保証として毎年度実施しているPDCAを観点とした自己点検・評価は今後も学内での実施義務があること、C案により自己点検・評価への取り組みが毎年度の改善に結び付く必要があること、特定の年に教職課程の自己点検・評価を負担をかけて実施するより毎年度の蓄積が重要であると考えたためである。

ただし、2022年度については、委員および関係者の意識啓発と情報収集の年と位置づけ、本学のスタートモデルを提示することに注力することとした。また、2022年度を初めとして3年間程度の暫定期間をおき、徐々に全私教協モデルの基準領域を取り入れた方法に移行することとした。

そして、今後も、本学が内部質保証として毎年実施してきたPDCAを観点とした自己点検・評価と、全私教協基準の評価とを有効に組み合わせた方式を模索することとした。全私教協モデルと本学実施内容との対照表についても必要に応じて作成し、本学で実施した教職課程の自己点検・評価の方法の適正化を図ることとした。

5. 2021年度末～2023年度の実施スケジュール

上記の検討により、2021年度末～2023年度の実施

表2 教職課程の自己点検・評価に関する4案と大学の認証評価との関係

案	内 容
A案	大学の認証評価の前年度に教職課程自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書とエビデンス資料の作成を行う方法。
B案	大学の認証評価の次年度に教職課程自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書とエビデンス資料の作成を行う方法。
C案	全私教協方式のモデルに準拠し、毎年教職課程自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書とエビデンス資料の作成を行う方法。
D案	全私教協方式のモデルに準拠し、4年毎に教職課程自己点検・評価を加えて実施し、4年毎に自己点検・評価報告書とエビデンス資料の作成を行う方法。

スケジュールを表3のように設定した。

Ⅲ. 各学部の3ポリシーと教職課程の関係

1. 総合経営学部3ポリシーと教職課程の関係

地域立大学を自認し、地域の若者を育てて地域に戻すことを使命として設立された松本大学に、開設時に設置された総合経営学部においては、教員養成を“地域を支える人材育成の一つの具体策”と位置づけて教育を進めてきた。総合経営学部の両学科のアドミッションポリシーにある、「社会を豊かに」や「社会や文化の発展に寄与」という言葉で表されるように、児童・生徒の育ってきた地域に対する理解と貢献を目指し、「様々な知識や新しい技術の修得と活用に意欲」で表される“学び続けることのできる教員”を目指すことのできる学生を学部入学生として募集し、ディプロマポリシーにあるような、「地域社会について理解し、地域一般に関する知識を身につけて」いて、「倫理観を含め、社会で活動するための基本的な人間性を身につけている」ような教員を育てることを目指して教育を行っている。

学科における独自の教育活動としては、総合経営学部においては、商業・情報の免許が取得可能であるという利点を生かし、学生には商業と情報の両分

野の学習を勧め、地域におけるビジネスを基盤とした地域活性化活動(国土交通省連携企画の道の駅を利用した地域活性化活動)や、地元の子どもたちに対するICT教育普及のための「子供プログラミング教室」「科学の祭典」「学都松本フォーラム」などのイベントに、教職課程を履修している学生を積極的に参加させて、学外の一般社会人との実際の活動を通じて地域社会を支える共同活動への理解を進めるようにしている。

公民・中学社会の免許が取得可能な観光ホスピタリティ学科においては、地域活性化活動を行うゼミ活動や学科の科目として設置されている「防災士」取得のための学習などに、教職課程履修学生も積極的に参加し、子どもの居場所づくりや防災といった地域社会の問題認識と解決への取り組みの経験を積ませるようにしている。

2. 人間健康学部3ポリシーと教職課程の関係

人間健康学部は人間性や社会性豊かで「食と栄養」、「運動・スポーツ」を通して社会の活性化を図ることのできる人づくりを目指すことを教育研究上の目的としており、健康栄養学科では「人間栄養学」の視点から健康と栄養の関係を捉え、総合的に分析、評価できる高い専門性を備えた人材の育成。スポーツ健康学科では幅広い教養と人間力を土台に、「運

表3 2021年度末～2023年度の実施スケジュール

第1プロセス：自己点検・評価の実施決定・合意教職課程自己点検・評価委員会の提議・了承	[2021年度]
教職課程自己点検・評価委員会の立ち上げ	[2021年度末 or 2022年度初]
第2プロセス：教職課程センター等による法令由来事項の点検と各教職課程へのデータ等の扱いについての意見聴取	[2021・2022年度]
第3プロセス：各教職課程による自己点検・評価の進め方の検討・協議	[2021・2022年度]
第4プロセス：教職課程センター等と各学部(学科)教職課程との実施手順の最終調整(必要に応じ相互評価担当大学の選定・打診)	[2022年度]
第5プロセス：教職課程の自己点検・評価の実施	[2022年度]
第6プロセス：教職課程を対象とする自己点検・評価報告書の確定・公表	[2022・2023年度]
第7プロセス：「教職課程自己点検・評価報告書」を基礎とした教職課程に関わる新たなアクション・プランの策定	[2023年度]

動・スポーツ」を学際的・総合科学的視点から捉え、多角的に分析・把握できる高度な専門性と実践力を備えた人材の育成を目指している。そうした社会に貢献できる人材の具体的な姿の一つとして、栄養教諭、中高保健体育科教諭、養護教諭の育成がある。このように人間健康学部では教員養成を教育目的の一つとして捉えており、特にスポーツ健康学科では学科教育を大きく3つに分けている(3本柱)うちの一つとして教員養成に力を注いでいる。

そのため、両学科のアドミッションポリシーにはそれぞれ「現代社会における食の課題を適切に捉えることができる人」「今日的な教育課題を知り、子どものころと身体を育てる体育科教育や健康教育を創造し、学校教育の改善・充実を目指そうとする人」を示し、学校教育への志を持つ人材を受け入れることとしている。開学部以来、毎年一定程度の割合で教員免許取得を希望して本学へ入学してくる学生がいる。特にスポーツ健康学科では、入学時に半数近い学生が教職を希望する年もあることから、開学部当初は高等学校保健体育科教諭免許のみの課程であったが、中学校保健体育科教諭、養護教諭課程の開設と教職課程を拡大してきている。

このように入学してきた学生に対しては、専門的な技能や知識の学びに加え、学外における実践教育を重視し、地域の健康問題に「食と栄養」・「運動とスポーツ」などの面から関わりをもてる科目設定をカリキュラムポリシーに明示している。また、正規科目ではないため、カリキュラム上に掲載はしていないが、長野県教育委員会、県内市町村教育委員会、教育連携校をはじめとした県内小学校、中学校、高等学校からの要請訪問、学校現場体験(インターシップ)などを利用し、実際の学校現場における指導経験の機会をできる限り創出し、教員を目指す学生に必要な専門的能力の獲得を意図した教育課程を編成に努めている。

さらに、ディプロマポリシーにおいても、健康栄養学科では「食と栄養に関する専門的な知識及び指導実践力をもって食と栄養に関わり、関連する課題把握、並びに課題解決に主体的に携わることのできる総合的な能力を身につけている」ことを、スポーツ健康学科においては「健康の増進並びにスポーツの振興に貢献するために必要となる、専門的な知識及び指導スキルを身につけ、現代社会において運動

とスポーツが果たすべき役割について、広い視野で多角的に分析し、地域社会を構成する一員として必要な意欲及び態度を身につけている」ことを学位授与の判断のための基本的な考え方として、修了要件のみならず、教員となるべく人材の育成の指標としており、教職センターとの連携を図りながら、高い専門性と豊かな人間性を兼ね備えた教員養成を目指している。

3. 教育学部3ポリシーと教職課程の関係

松本大学の建学の精神「自主独立」のもと、教育学部では、「教育に課せられた崇高な使命を遂行する人材を育成」することや「子どものころと身体を理解し、固有の成長に寄り添い見守るという教育者としての基本を大切に」すること等を教育研究上の目的として掲げている。

そのため、アドミッションポリシーとして、「教育の専門的な学習の基礎となる知識・技能を身につけている(AP1)」「身近な教育的課題を改善するために思考し、自分の考えを的確に表現し、伝えることができる(AP2)」「地域を取り巻く教育に関心があり、積極的に他者とかわり、対話を通じて学び続けようとする意欲を有している(AP3)」の3点を示し、教育の現代的課題に対応し地域の小学校や社会との連携を強化しながら、実践的な力を身につけようとする志をもった人材を募っている。

実際、本学部に入學した時点での学生のほとんどが教職課程の履修を希望しているのが現状である。そのような学生に対しては、教育学部が掲げる3つのカリキュラムポリシー(CP1-(1)～CP1-3-(3))に基づいて教育職員免許法施行規則に定められた科目を編成している。これらの課程を履修することにより、具体的には、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状外国語(英語)、高等学校教諭一種免許状外国語(英語)、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)の取得が可能となる。

これら本学の教職課程におけるカリキュラムを履修することで、ディプロマポリシーに掲げる「地域社会に貢献する教育に関する専門性」、すなわち、「教育を担う人材として必要な、教養及び専門的知識・技能を身につけている(DP1)」人材、「教育を取り巻

く状況をよりよくするための思考力を持ち、他者と連携し取り組む能力を身につけている(DP2)」人材、「地域社会が求める教育力において、主体的に探求し続ける能力を身につけ、貢献する意欲を有している(DP3)」人材の育成を目指している。

なお、これらを支えるための教育学部の教職課程の特色として以下の3つを挙げる。

特色1 自分の長所を発見し、協働能力を高めるための活動

教育学部では、1年次後期の「学校ボランティア活動」、2年次後期の「学校インターンシップⅠ」、3年次後期の「学校インターンシップⅡ」を正課科目として配置している。これらの活動を通して、児童生徒の様子や教員の職場での働きを観察し、協働能力を身につけながら現場に貢献しようとする意欲を高めることができるようにしている。

特色2 実践的力量的育成と個性あふれる魅力的な教員となるための科目の開設・設置

教育学部では、小学校の英語教育に対応した科目や、教科の教材研究、心理学関連の科目を多く配置するとともに、実際の教育現場をイメージした模擬教室で模擬授業を行う実践的な授業を展開することで、教員に求められる素養が修得できるようにしている。

特色3 「教職支援室」によるきめ細かな支援体制

教育学部では、教員免許取得をサポートする「教職支援室」を開設し、学校教育現場での経験豊かな専門員が、学業や進路、教育実習に関する不安や疑問など、学生の幅広い相談に応じている。また、教育時事や今日的な課題等について適時的確に情報を提供しその解決方法等について多面的に思考する場を提供している。さらに、学生一人一人の特性や長所を把握しそれらを伸ばしていけるように指導し、社会に貢献しようとする意欲を高めることができるようにしている。

IV. 学校評価他の自己点検・評価との比較

1. 学校評価の法制化とその方法との比較(学校教育法)

公立小・中学校等における学校評価は、平成14年に施行された小・中学校設置基準等により導入され、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされてきた。平成19年からは学校教育法に基づいて実施されてきている。学校評価導入の趣旨は、保護者等に対する情報提供を積極的に行うためである。

学校評価は、学校の教育目標の実現に向けて、教育方針、教育活動等を実施した結果に関する評価であり、広く保護者、地域に周知することによって説明責任を果たすために用いられている。具体的な書式については、文部科学省のガイドラインに沿って教育委員会が作成したものに則り、内容については学校裁量に任されている。教育委員会に報告するとともに、学校だより、学校のホームページ等で広く公表されている。

これにより、各学校の教育活動が、これまで以上に地域・保護者へ浸透されるようになり、保護者・地域に「開かれた学校」としての認識が深まるようになった。その結果、各学校の教育活動の特色が従来以上に鮮明となり、学校選択制を導入している市区町村では、それを参考にしながら、児童・生徒、保護者による学校選択が行われるようになった。

一方、大学の自己点検・評価は、大学設置基準によって平成3年から努力義務化、平成11年から義務化されており、平成16年からは学校教育法に基づいて、全ての大学が自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表することとされている。

また、平成16年度から法制化された認証評価は、学校教育法109条第2項、第3項で示されているように、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価を受けることが義務づけられている。

認証評価の目的は、「評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受けたり、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ったりする」(文部科学省)ことである。

評価方法としては、各評価機関が定める評価基準に従って実施(学校教育法第109条第4項)、認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択(学校教育法第109条第4項)、大学の自己点検・評価の結果分析、大学への実地調査などである。さらに、ステークホルダーからの意見聴取が義務づけ(細目省令第1条第1項第4号、第2項第4号)られており、公立小・中学校等に比べ、より専門的な評価が求められている。認証評価の結果については、認証評価機関が大学に通知し公表するとともに、文部科学省への報告を行わなければならない(学校教育法第110条第4項)とされている。

今後、本学が、これまで以上に、より多くの学生、保護者に選ばれる大学として存在していくためには、どのような学生を育てるために具体的にどのような教育活動を実施しているのか、その特色と成果について大学の自己点検・評価の結果とともに広く周知していくことが重要であると考えます。

2. 全私教協モデルの基準領域との比較

1) 総経・人間教職センターの自己点検・評価との比較およびその考察

全私教協モデルの基準領域(「学科レベル」と『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』および『アニュアルレポート』)の総経・人間教職センターに関わる内容との比較を行った。結果は以下のとおりである。

【基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み】のうち、「基準項目1-1 教職課程教育の目的・目標を共有」では、M-TOP (Matsumoto-University Teacher Oriented Program)と名付けられた2大ミッションと6ビジョン、および「松本大学教職課程が目指す教員像」が『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』に示されていた。「基準項目1-2 教職課程に関する組織的工夫」では、『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』において、「教職センターの業務内容のシステム化と共有化・効率化」、「教育学部教職センターとの連携」がPDCAの視点から示されていた。

【基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援】

のうち「基準項目2-1 教職を担うべき適切な人材(学生)の確保・育成」では、「松本大学教職課程が目指す教員像」や教育課程教育の目的・目標を学生に周知し、教職を担うにふさわしい学生が履修を開始・継続できるように、ガイダンス、オリエンテーション、説明会を重層的に実施している状況が『アニュアルレポート』に記載されていた。「基準項目2-2 教職へのキャリア支援」では、『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』に「教員採用試験の合格数の増加」に関わる取り組みがPDCAの視点から示されていた。

【基準領域3 適切な教職課程カリキュラム】のうち、「基準項目3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施」では、『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』に、「新カリキュラムへの移行の円滑化」に関わる内容がPDCAの視点から示されていた。

以上のように、比較を通じて、総経・人間教職センターの自己点検・評価の内容は概ね全私教協モデル(表1)と整合していることが確認できた。今後は、全私教協モデルの基準領域の下位項目の視点を、『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』および『アニュアルレポート』に活用し、自己点検・評価を進めていくことが考えられる。

2) 教育学部教職センターの自己点検・評価との比較およびその考察

教育学部教職センターの取り組みを教職課程自己点検・評価に関する基準(全私教協モデル)の「学科レベル」に焦点化し、比較した。なお、比較の際は、『2021年度 松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書(以下、自己点検・評価報告書)』、『2022年度 教職課程履修要項(以下、教職課程履修要項)』の『第三章 教育学部』の記載内容と参照して比較した。

その結果、教育学部教職センターの取り組みは、全私教協がモデルとする基準領域(表1)と概ね整合していることが確認できた。具体的には、まず、「基準項目1-1 教職課程教育の目的・目標を共有」については、『教職課程履修要項』内で「教育学部が目指す教員像」が記述されていた。また、『自己点検・評価報告書』における「教育学部教職センター」の年度当初の計画(P)や次年度に向けた課題・方策(A)

では、「『入学後、学生を伸ばす教育』を組織的に取り組む」ことを念頭に置いた連携や支援の在り方について共有を試みる記述が見受けられた。「基準項目1-2 教職課程に関する組織的工夫」については、『自己点検・評価報告書』で、組織図を明示するとともに、「教育学部教職センター」の実施・活動状況・点検評価の結果(D・C)の中で、例えば、相談窓口の設置・支援体制等に関連した記述が見受けられた。

次に、「基準項目2-1 教職を担うべき適切な人材(学生)の確保・育成」に関しては、例えば、『教職課程履修要項』の中に、履修モデルや各科目の履修条件等に関する記述が明記されていた。「基準項目2-2 教職へのキャリア支援」については、『自己点検・評価報告書』における教育学部就職員会、教育学部教職センターに関連する記述が見受けられた。

最後に、「基準項目3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施」については、『教職課程履修要項』で「教育学部の教職課程の特色」が明記されていた。特に、「学校ボランティア活動」(1年次)や「学校インターンシップⅠ」(2年次)・「学校インターンシップⅡ」(3年次)といった実際の教育現場での活動の教職課程カリキュラムにおける位置づけについて重点的に記述されていた。

したがって、教育学部教職センターの取り組みは、全私教協がモデルとする3基準領域を概ねカバーしているといえる。今後は、「学科レベル」に加えて、「大学レベル」および「授業レベル」を含めた全私教協モデルの基準領域と総経・人間教職センターおよび教育学部教職センターの取り組みの比較を行い、教職課程に関する自己点検・評価の精緻化を図る必要があると考えられる。

V. 本稿のまとめと今後の課題

本稿では、教育職員免許法施行規則の一部改正により義務化された教職課程の自己点検・評価に関する動向を踏まえ、本学で組織された教職課程自己点検・評価委員会の取り組みを中心に、教職課程の自己点検・評価の実施方法について考察した。本稿の内容は、次の3点にまとめられる。

①教職課程の自己点検・評価に係る法令改正等に関するこれまでの経緯に関して、関連する中央教育審議会答申、教育職員免許法施行規則等の経緯を

示した。本学における検討とその経緯について、教職課程自己点検・評価委員会の取組を中心に、目的、実施体制、実施方法、実施のサイクル、全私教協モデルとの関係等について示した。

②各学部の3ポリシーと教職課程の関係について分析的に考察した。また、小・中学校等で学校教育法の規定に基づき実施している学校評価との比較についてその結果を明らかにした。

③全私教協が提示している教職課程自己点検・評価の規準と本学が内部質保証の一環として公表している『松本大学大学院・松本大学・松本大学松商短期大学部自己点検・評価報告書』、『アニュアルレポート』における教育学部および全学教職センター運営委員会の内容との対照結果を明らかにした。

以上が本稿のまとめである。最後に、今後の課題として、本学で2022年度に取り組んだ教職課程の自己点検・評価は、法令改正による義務化初年度であるため、本学全体の内部質保証として実施してきた自己点検・評価との接合を第一に考慮した。そのため、PDCAを視点とした自己点検・評価方式との比較検討が大きな部分を占めているが、今後は、2年程度で一層実質的で継続的な教職課程の自己点検・評価の方式にしていく必要がある。

また、適切な他大学との相互評価(ピアレビュー)を行うことを検討することも今後の重要な課題である。実施時期としては、『教職課程自己点検・評価報告書』の素案がまとまった後から報告書公表前の時期として1月頃が想定され、方法としては対面方式、オンライン方式、メール方式が考えられる。他大学からの相互評価の内容も、最終的な『教職課程自己点検・評価報告書』記載することなどを検討する必要がある。

(本稿の執筆は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを山崎、Ⅲ1を室谷、Ⅲ2を岩間、Ⅲ3を澤柿、Ⅳ1を松原、Ⅳ2の1)を藤江、Ⅳ2の2)を海沼が担当した。本稿の内容は、共著者全員の協議により構成を整えている。)

注

注1 森山賢一は、文部科学省「教職課程の基準に関するワーキンググループ」委員(2019)、文部科学省「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」座長(2020)を務めた。

注2 教育職員免許法施行規則第22条の8
認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

注3 検討にあたっては、文部科学省の『教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン』教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議(2021)、全国私立大学教職課程協会の「教職課程自己点検・評価基準」教職課程質保証評価に関する特別委員会(2021)を踏まえた。

注4 [学校教育法]第109条
大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。
[学校教育法施行令]第40条
法第109条第2項の政令で定める期間は7年以内とする。

【文献】

- 1) 岩田昌太郎・濱本想子・白石智也・嘉数健悟、「日本における教員養成の質保証の現状と課題：国内の研究動向からみる今後への示唆」『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部』第68号, pp.243-252 (2019).
- 2) 森山賢一、「教職課程の質保証と自己点検・評価」玉川大学『教師教育リサーチセンター年報』第11号, pp.9-16 (2021).
- 3) 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会、「令和元年度教職課程認定大学等実地視察について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/shisatu/1420159_00001.htm: 閲覧日2022.6.30).
- 4) 五島敦子、「教職課程の自己点検・評価の義務化に向けた課題—教職課程の教育と運営に関する歴史と現状—」『南山大学教職センター紀要』第8号, pp.1-13(2021).
- 5) 全国私立大学教職課程協会教職課程質保証に関する特別委員会、「私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究報告書」全国私立大学教職課程協会(2020).